

## スーパー定期(インターネットバンキング専用定期)

(平成28年2月1日現在)

1 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金(M型) (単利型：3ヶ月、6ヶ月、1年) (半年複利型：3年) 愛称：クリック定期預金</li> </ul>
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人 (個人インターネットバンキングのご契約者様)</li> </ul>
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 3ヶ月 6ヶ月 1年 3年</li> <li>自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。</li> </ul>
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入 インターネットバンキング支払元口座からの振替により預入されます。</li> <li>1口10,000円以上 10,000,000円以下 (1人あたり預入限度額上限なし)</li> <li>1円単位</li> </ul>
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して支払います</li> </ul>
6 利息 適用金利 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー定期預金店頭表示金利+インターネット上乘せ金利</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。</li> <li>※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</li> </ul>
8 手数料	—
9 制限事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人インターネットバンキング」ご契約店舗での取引となります。</li> <li>店頭での口座開設・お預入れ・解約はできません。</li> <li>本商品は通帳・証書は発行いたしません。</li> <li>「マル優」、「総合口座」のお取扱いは出来ません。</li> <li>解約した定期の元金・利息はインターネットバンキング支払元口座に入金します。</li> </ul>
10 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。</li> </ul>
11 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部 (9時～17時、電話：0120-414-051 (フリーダイヤル)) にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12 その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>